

## II 永田まりな 日々の活動

議会活動以外では以下の3つの活動に力を入れています！

- 市政報告新聞「鎌倉人」発行
- 各駅での駅頭
- 第3土曜日に市政報告会「まりな会」開催  
(いずれも議会月を除く)

おはようございます、いってらっしゃい!!  
「鎌倉人」を手にしていただき、ありがとうございます



## II 永田まりな プロフィール

1983年2月19日生まれ・35歳・AB型・七里ガ浜在住  
聖路加幼稚園～七里ガ浜小学校～北鎌倉女女子学園中学校～鎌倉高等学校～  
フェリス女学院大学卒業  
  
2004年度ミス鎌倉、鎌倉ケーブルテレビリポーターを経て、大学卒業後はフリーアナウンサーとして活動  
  
2013年市政へ挑戦、4月鎌倉市議選初当選。メディアでの経験を生かし、YouTubeで  
市政報告情報発信チャンネル「鎌夢会チャンネル」開局。女性の生き方の選択肢を増やしていきたい  
との考え方から、就労環境の改善・創出について様々な角度から議会にて質問、政策提案！  
  
2015年より、若い世代にも政治を身近に感じてもらうべく、大学生インターンの受け入れを実施。  
夏(8-9月)と春(2-3月)の年2回、これまでに計11人が活躍。現在も継続中！  
  
2017年2期目に再選。総務常任委員会担当。

ご意見・コンタクトはこちら SNSでも情報発信中！



鎌倉市議会議員 永田まりな 公式サイト  
[www.nagata-marina.com](http://www.nagata-marina.com)



[nagatamarina.kamakura](#)



@nagamari0219

〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町18-10 鎌倉市役所 鎌倉夢プロジェクトの会控え室  
TEL: 23-3000(代表) [nagatamarina2013@gmail.com](mailto:nagatamarina2013@gmail.com)

鎌倉市議会議員

# 永田 まりな

MARINA NAGATA



VOL. 41

鎌倉人  
KAMAKURAJIN

全力投球！鎌倉！！

大好きな鎌倉が、もっと輝くために。

## II 鎌倉市がSDGs(\*)未来都市に選定されました！

鎌倉市が提案した『持続可能な都市経営「SDGs 未来都市かまくら」の創造』が SDGs 未来都市及び SDGs モデル事業に選定されました。

(\*) SDGs とは、持続可能な開発目標のこと。

これは 2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットで構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。

SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

出典：外務省ホームページ | SDGs とは？  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/about/index.html>

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標



「自治体による SDGs の達成に向けた取組を公募し、優れた取組を提案する都市を「SDGs 未来都市」として最大 30 度選定し、自治体 SDGs 推進関係省庁タスクフォースにより強力に支援します。その中で先導的な取組を「自治体 SDGs モデル事業」として 10 度選定し、資金的に支援します。また、こうした成功事例の普及展開等を行うことで、地方創生の深化につなげていきます。」とあります。

鎌倉市は 10 度しか選定されない先導的な取組である「自治体 SDGs モデル事業」に選ばれました。当該費用として 2000 万円（全額）が補助金として国から支えられます。これを市の予算に計上する議案が提出され採決しました。

## II 危険なブロック塀等の除却費用補助制度について

大阪北部で起きた地震ではブロック塀が倒壊し、小学生女児が亡くなるという痛ましい事故が起きました。ブロック塀等は、これまで大規模な地震時に倒壊し数々の被害をもたらしています。鎌倉市でも、このような被害を減らし、安全安心なまちづくりを推進するため、以下のような条件を定め、補助金を交付しています。

### ✓ 対象となる危険ブロック塀等について

- 申請者以外の第三者が通行する道路等に面し、延長が 1m 以上、かつ高さが 1m（擁壁の上に建築されている場合は、擁壁を含む高さが 1m 以上、かつ、塀の高さが 60cm 以上のもの）以上のブロック塀等で、市から危険である旨の指導または勧告を受けたもの
- ブロック塀等に除却後に設置する軽量なフェンス等

ただしいずれも、販売を目的としてブロック塀等を除却する方、鎌倉市狭い道路拡幅整備事業によりブロック塀を除却する方、または、一度この補助金を受けたことがある場合は、補助を受けることはできません。補助額など詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

所属課室：都市景観部建築指導課  
電話番号：0467-23-3000 内線：2530 2529